別記様式第三十七号の三

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 受付印 |  |  |  |  |  |  |  |  | ※整理番号 |  |  |
|  |  | 　　　　　　　　不動産取得税還付申請書 |
| 年　　月　　日　　（宛先）　埼玉県　　　県税事務所長 | 取得者 | 住所又は所在地 |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | （フリガナ） |
| （電話　　　（　　　）　　　　）　 |
| 法人番号（法人の場合のみ） |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  | 納税番号 |  |  | 還付金の振込先 | 支店 | 当座普通 | № |
| 区分 | 納付額 | 還付を受けようとする額 | 納付年月日 |
| 税額 | 円 | 円 | ・　　・ | ※　還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日 | ・　　　・ |
| 延滞金 |  |  |  |  |  |  | 摘　　　　　　　要 |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　還付を受けようとする事由（該当の数字を○印で囲んでください。）１　家屋の取得について主体構造部の取得者以外の者が取り付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて課税を受けたことによる減額２　土地を取得した日から２年以内（平成11年４月１日から令和８年３月31日までの間に取得した土地については、３年以内（平成16年４月１日から令和８年３月31日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、４年以内））にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことによる減額（その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。）３　土地を取得した日から１年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得したことによる減額 |
| ４　耐震基準不適合既存住宅を取得した日から６月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供したことによる減額５　土地を取得した者が、土地を取得した日から１年以内にその土地の上にある上記４に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得したことによる減額又は土地を取得した者が、土地を取得した日前１年の期間内に、その土地の上にある上記４に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得していたことによる減額６　取得した不動産が、その取得の日から１年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるものとなつたことによる減額７　譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から２年以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことによる納税義務の免除８　その他の事由による減額・免除（下線部分に該当する規定を記入してください。）(１)　県税条例第32条　　　　第　　項に該当(２)　地方税法附則第11条の４第　　項に該当(３)　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第11条の４第４項に該当(４)　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

注意１　この申請書は、埼玉県税条例第32条第８項、第32条の11第１項、第32条の11の２第３項、第32条の11の３第５項、第32条の11の４第３項、第32条の11の５第３項、第32条の11の６第３項若しくは第32条の11の７第３項、地方税法附則第11条の４第２項、第５項若しくは第７項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第11条の４第４項の規定により、既に納付している不動産取得税の還付を受けられることとなつたときに提出してください。

２　※印の欄は、記入しないでください。